

平成30年度

第1回 定期監査の結果に関する報告

(監査期間：平成30年4月2日から平成30年7月4日まで)

(政 策 開 発 部
保 健 福 祉 部
議 会 事 務 局)

平成30年7月20日提出

郡山市監査委員

30郡監査第370号

平成30年7月20日

郡山市議会議長

郡山市長

郡山市監査委員 山本邦雄

同 橋本勉

同 諸越裕

同 但野光夫

平成30年度第1回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、
同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成30年度 第1回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準 拠 基 準	1
第2 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 種 類	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 着 眼 点	1
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容	2
5 監 査 の 実 施 場 所 及 び 日 程	2
第3 監 査 の 結 果	2
改善を要する事項（指摘事項）	3
1 支出事務について	3
2 契約事務について	3

平成30年度 第1回 定期監査の結果に関する報告

第1 準拠基準

郡山市監査基準

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

(1) 対象範囲

平成29年度に執行した財務事務

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

(2) 対象部局

ア 政策開発部

政策開発課 ソーシャルメディア推進課 広聴広報課 雇用政策課

イ 保健福祉部

保健福祉総務課 生活支援課 障がい福祉課 希望ヶ丘学園
健康長寿課 地域包括ケア推進課 介護保険課 総務課
地域保健課 生活衛生課 検査課 放射線健康管理課
食肉衛生検査所

ウ 議会事務局

総務議事課

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所
監査委員室

- (2) 監査の期間
平成30年4月2日から平成30年7月4日まで

- (3) 講評に対する弁明又は見解の聴取
平成30年7月4日

第3 監査の結果

政策開発部及び保健福祉部においては、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

議会事務局については、指摘事項はなかった。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 支出事務について

(1) 支出一般

ア 見積書や納品書を受領せず支出命令をしているものがあった。

見積書や納品書は、支出の根拠となる重要な証拠書類であり、郡山市財務規則第 55 条第 1 項の規定に基づき、支出権者は、支出命令の際に照合すべきものであるが、受領せず支出命令をしているものがあった。

広聴広報課 生活支援課 希望ヶ丘学園 生活衛生課

イ 誤った件数及び金額の請求書により支出命令をしているものがあった。

委託料の支出において、支出権者は、受注者から提出された完了届、請求書等に基づいて金額等を調査し、適正であると認めたときは支出の命令を発しなければならないが、件数及び金額が誤っている請求書で支出命令をしているものがあった。

生活衛生課

(2) 賃金支出事務

臨時職員の賃金支出に誤りがあった。

支出権者は、郡山市財務規則第 55 条第 1 項の規定に基づき、支出の根拠等を確認し支出の決定をしなければならないが、賃金を誤支給しているものがあった。

ア 欠勤した日を出勤とし、基本賃金及び通勤手当を過支給しているもの

政策開発課

イ 通勤手当額の確認を誤り、通勤手当を過支給しているもの

総務課

ウ 出勤した日を年次有給休暇取得日とし、通勤手当が支給不足となっているもの

生活衛生課

(3) 講師謝礼支出事務

講師謝礼支出に誤りがあった。

支出権者は、郡山市財務規則第 55 条第 1 項の規定に基づき、支出の根拠等を確認し支出の決定をしなければならないが、講師謝礼の額を誤って支出しているものがあった。

障がい福祉課

2 契約事務について

(1) 入札事務

契約権者が入札参加者の資格確認をしていないものがあった。

契約権者は、郡山市契約規則第 23 条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札を行おうとす

るときは、入札に参加する者の資格の有無を確認しなければならないが、契約権者以外の決裁で事務処理をしているものがあった。

放射線健康管理課

(2) 物品調達事務

物品購入のために必要な措置の請求を行わず、物品を調達しているものがあった。

物品購入の必要があるときは、郡山市財産規則第 53 条第 1 項の規定に基づき、予算執行伺書を契約権者に送付し、当該物品の購入のため必要な措置を請求しなければならないが、これを行わず、自所属で物品売買契約を締結し物品を調達しているものがあった。

放射線健康管理課